

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
16 安藤 弘司			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀		主 幹 宮本 則幸	
主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和3年第5回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、24名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、23番 松田委員及び24番 佐藤茂委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年4月23日に開催されました、令和3年第4回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>5月11日(火)湧別町農協会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに北谷委員、松下委員が出席しております。</p> <p>5月24日(月)湧別町農協会議室におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに松橋委員、佐藤茂委員、中原委員が出席しております。</p> <p>本日令和3年第5回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において5件提出されております。</p>

事務局

内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに中湧別北町、●●●●さんです。土地の所在ですが、信部内●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は3,636㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松橋委員、佐藤茂委員、中原委員でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに北兵村三区、●●●●さんです。土地の所在ですが、北兵村二区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は414㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、姉崎委員、和田委員でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに中湧別北町、●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別北町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は449㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

議案書の6-1ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに札富美、●●●●さんです。土地の所在ですが、札富美●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は13,282㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は安藤委員、姉崎委員、松田委員でございます。

(別冊資料4-1ページにより位置説明)

議案書の6-2ページをご覧ください。その5、証明願出人、所有者ともに上芭露、●●●●さんです。土地の所在ですが、上芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,667㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は島田委員、久保委員、児嶋委員でございます。

(別冊資料4-2ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長	これから議案第 1 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 1 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書 7 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、回答がなされた期日以降に、農地法第 4 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において 2 件の申請がございます。 内容の説明をしますので、議案書 8 ページをご覧ください。 その 1、申請者が上芭露、●●●●さん。申請地の所在ですが、上芭露●●番●外計 3 筆で合計面積は 2, 9 7 6 m ² です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、事業費は 1 8, 0 8 0 千円で、転用理由は、農業経営の安定・拡大を図るべく牛舎を新築するため別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 5 ページにより位置説明) その 2、申請者が計呂地、●●●●一さん。申請地の所在ですが、計呂地●●番●外計 5 筆で合計面積は 1 5, 6 7 4 m ² です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、事業費は 5 5 7, 0 6 2 千円で、転用理由は、農業経営の安定・拡大を図るべく牛舎及びスラリーストアを新築するため別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 6 ページにより位置説明)

事務局	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>●●番●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書 11 ページをご覧ください。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が 19 件、賃借権が 1 件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書 12 ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号 1 番、所有権の移転をする者は、錦町、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、錦町●●番●●で面積は 19,460㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 3 年 5 月 31 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 3 年 6 月 30 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,599,000 円でございます。

(別冊資料 7 ページにより位置説明)

続きまして番号 2 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●●外計 2 筆で合計面積は 26,839㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 3 年 5 月 31 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 3 年 7 月 23 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,354,000 円でございます。

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

続きまして番号 3 番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●●外計 2 筆で合計面積は 90,014㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 3 年 5 月 31 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 3 年 9 月 27 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,801,000 円でございます。

(別冊資料 9 ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、福島●●番●外計12筆で合計面積は157,229㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年10月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、14,376,000円でございます。

(別冊資料10・11ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、福島●●番●で面積は14,089㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年8月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,408,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号6番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は上芭露●●番●外計13筆で合計面積は110,897㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,474,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号7番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●外計2筆で合計面積は39,648㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,361,000円でございます。

事務局

す。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号8番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、中湧別南町●●番●●外計3筆で合計面積は34,844㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年8月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,818,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号9番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は28,414㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,535,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号10番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は17,402㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,002,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号11番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は30,083㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3

事務局

年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年9月27日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,069,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号12番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計7筆で合計面積は24,583㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年12月17日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,777,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号13番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計7筆で合計面積は11,188㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,573,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号14番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は10,540㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,318,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして番号15番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外

事務局

計2筆で合計面積は9,203㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年8月25日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,748,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして番号16番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●で面積は4,849㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年8月25日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,115,000円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

続きまして番号17番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計10筆で合計面積は25,597㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,839,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして番号18番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計14筆で合計面積は42,387㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年7月23日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,255,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号19番、所有権

<p>事務局</p>	<p>の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上富美、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、上富美●●番●外計5筆で合計面積は58,506㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年5月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年3月18日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,925,000円でございます。</p> <p>(別冊資料26ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の16ページをご覧ください。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計3筆で合計面積は44,770.88㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年5月31日から令和7年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は104,000円でございます。</p> <p>(別冊資料27ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩しま</p>

	す
	(●●委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。次に、議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p>

議 長

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和3年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員